

平成24年6月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

## 警察本部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2～3
	2 歳入歳出事項別明細書		4～5
	3 債務負担行為に関する調書		6

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第9号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	警務課	7～10
議案第13号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	運転免許課	11

報告番号	件名	課名等	頁
報告第11号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月28日専決)	監察官室	12
	(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月28日専決)	監察官室	13

議案説明資料総括表

警察本部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,298,052	0	16,298,052	3,371	△4,000		629	
合計	16,298,052	0	16,298,052	3,371	<△8,200> △4,000		629	県費負担 △7,571

説明

・ [債務負担行為]

- ⑧ヘリコプターテレビシステム整備事業  
(ヘリコプターテレビシステムの更新に要する経費)

〔債務負担行為額〕  
235,514千円

- ・ 交通安全施設整備費 (信号機等整備事業)  
(信号機の滅灯防止対策等防災機能の強化に要する経費)

0千円

(注) 起債欄の上段 ( ) 書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄 ( ) 書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

4 目 装備費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] ⑨ヘリコプターテレビシステム整備事業	債務負担 行為額 0	債務負担 行為額 235,514	債務負担 行為額 235,514		債務負担 行為額 137,000		債務負担 行為額 98,514	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	仕様書の作成、入札				

事業内容の説明

1 事業概要

ヘリコプターテレビシステムは、平成11年度の導入から12年以上が経過し、経年劣化による不具合が断続的に発生していることに加え、平成24年度中には製造メーカーによる保守対応が終了する。

また、国費により更新されるヘリコプターについて、更新機種及び平成24年度末に更新機体を領収するスケジュールが決定したことから、これに合わせてヘリコプターテレビシステムの機上設備を平成25年8月から更新整備するものである。

2 事業計画等

(1) 債務負担行為設定理由

平成25年7月末が現有機ヘリコプターの飛行可能期限であるため、翌月から更新機ヘリコプターによるテレビシステムを稼働する必要がある。契約後の準備期間に約6ヶ月、搭載工事及び調整に約4ヶ月の期間を要することから、6月補正予算において債務負担行為を設定するものである。

(2) スケジュール

- 平成24年9月 入札、契約
- 平成25年4月～7月 更新機体への搭載工事、地上設備との調整
- 平成25年8月 運用開始

(3) 債務負担行為額の内訳等

備品購入費: 183,000千円 (機器整備及び搭載工事等)

委託料: 52,514千円 (10年間分の保守)

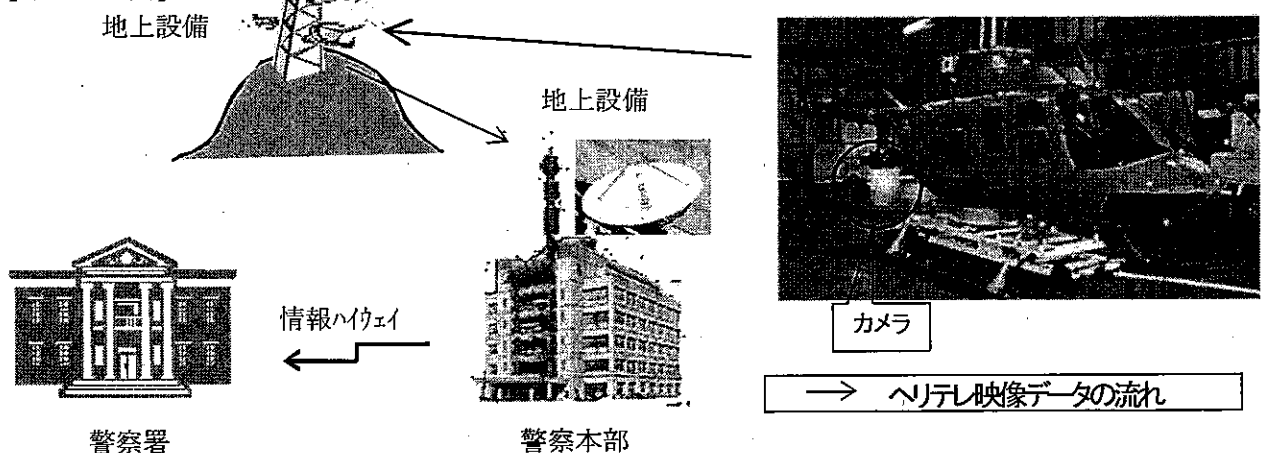
期間: 平成25年8月～平成35年7月(10年間)

(4) その他

ア 不具合発生時の迅速な復旧、経年劣化等に伴うシステムの不具合を予防するための保守点検及び部品交換に必要な10年分の保守経費を含めて入札することで、保守に要する経費のコスト削減を図る。

イ 地上設備については、平成25年度以降に更新を検討する。(概算2億円)

【イメージ図】



平成24年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,135,649	0	1,135,649	3,371	<△8,200> △4,000		629	県費負担 △7,571
トータルコスト	1,272,431	0	1,272,431	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	17.0人	0.0人	17.0人					

事業内容の説明

1 事業概要

国の平成24年度予算において新設された東日本大震災復興特別会計において、信号機の滅灯防止対策等防災機能の強化を行うための交通安全施設等整備事業(以下「防災事業」という。)が国庫補助対象とされたことから、単独事業として平成24年度当初予算計上している「信号機電源付加装置」設置工事等について、国庫補助事業へ事業変更し財源更正を行う。

2 事業計画等

(1) 防災事業の予算状況

○平成24年度当初予算

事業種別		区分	単位	補助事業 (安全対策事業)	補助事業 (防災事業)	単独事業	合計
信号 改良	信号灯器改良 (LED化)	車両用灯器	式	13			13
		歩行者用灯器I	〃	13			13
	信号機電源付加装置(自動起動型)	基				3	3



○平成24年度6月補正予算後

事業種別		区分	単位	補助事業 (安全対策事業)	補助事業 (防災事業)	単独事業	合計
信号 改良	信号灯器改良 (LED化)	車両用灯器	式	11	2		13
		歩行者用灯器I	〃	11	2		13
	信号機電源付加装置(自動起動型)	基			3		3

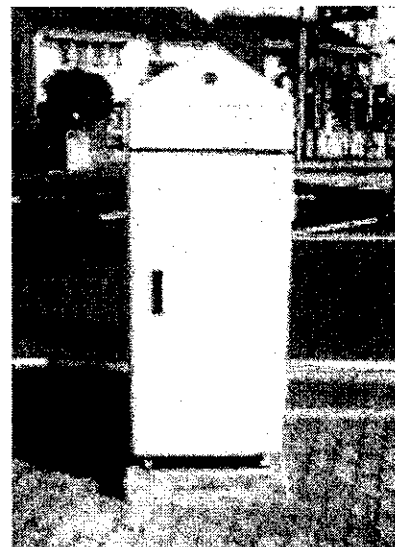
(2) 信号機電源付加装置の整備状況等

ア 大規模な地震等災害発生時に、広域にわたる停電のため発生する交通の混乱を防止し、緊急輸送路の確保を図る。

- ・ 第一次ルート: 県庁、地方中心都市、重要港湾を結ぶ路線
- ・ 第二次ルート: 第一次ルート、各市町村役場、主要防災拠点  
点を結ぶ路線
- ・ 第三次ルート: 第一、二次ルートの代替機能を有する路線

イ 平成23年度末までに43基設置済み

ウ 1回の給油(40L)で連続24時間運転可能



(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目	9 款 警察費									
				うち警察本部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2 項 警察活動費			
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	150,620		150,620	150,620		150,620	12,008		12,008	
2 給料	5,432,109		5,432,109	5,432,109		5,432,109				
3 職員手当等	5,301,247		5,301,247	5,301,247		5,301,247				
4 共済費	1,906,938		1,906,938	1,906,938		1,906,938	1,803		1,803	
5 災害補償費	10,964		10,964	10,964		10,964				
6 恩給及び退職年金	39,269		39,269	39,269		39,269				
7 賃金										
8 報償費	70,753		70,753	70,753		70,753	14,439		14,439	
9 旅費	99,944		99,944	99,944		99,944	51,054		51,054	
費用弁償	1,439		1,439	1,439		1,439	87		87	
普通旅費	94,075		94,075	94,075		94,075	46,821		46,821	
特別旅費	4,430		4,430	4,430		4,430	4,146		4,146	
10 交際費	500		500	500		500				
11 需用費	802,582		802,582	802,582		802,582	387,195		387,195	
12 役務費	367,875		367,875	367,875		367,875	298,903		298,903	
13 委託料	571,980		571,980	571,980		571,980	195,687		195,687	
14 使用料及び賃借料	475,194		475,194	475,194		475,194	235,413		235,413	
15 工事請負費	964,031		964,031	964,031		964,031	785,615		785,615	
16 原材料費										
17 公有財産購入費	31,735		31,735	31,735		31,735				
18 備品購入費	45,739		45,739	45,739		45,739	40,477		40,477	
19 負担金、補助及び交付金	17,696		17,696	17,696		17,696	12,989		12,989	
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金	43		43	43		43				
23 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15	15		15	
24 投資及び出資金										
25 積立金										
26 寄付金										
27 公課費	8,818		8,818	8,818		8,818				
28 繰出金										
予備費										
計	16,298,052		16,298,052	16,298,052		16,298,052	2,035,598		2,035,598	
財源内訳	国庫支出金	310,092	3,371	313,463	310,092	3,371	313,463	305,591	3,371	308,962
	地方債	197,000	△4,000	193,000	197,000	△4,000	193,000	184,000	△4,000	180,000
	その他	876,517		876,517	876,517		876,517	54,455		54,455
	一般財源	14,914,443	629	14,915,072	14,914,443	629	14,915,072	1,491,552	629	1,492,181

(単位：千円)

款 項 目	警察本部合計						
	3目 交通指導取締費			補正前	補正額	補正後	
	節	補正前	補正額				補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	7,494		7,494	150,620		150,620	
2 給 料				5,432,109		5,432,109	
3 職員手当等				5,301,247		5,301,247	
4 共 済 費	1,153		1,153	1,906,938		1,906,938	
5 災 害 補 償 費				10,964		10,964	
6 恩給及び退職年金				39,269		39,269	
7 貸 金							
8 報 償 費	1,614		1,614	70,753		70,753	
9 旅 費	5,586		5,586	99,944		99,944	
費用弁償	23		23	1,439		1,439	
普通旅費	5,102		5,102	94,075		94,075	
特別旅費	461		461	4,430		4,430	
10 交 際 費				500		500	
11 需用費	182,148		182,148	802,582		802,582	
12 役 務 費	127,082		127,082	367,875		367,875	
13 委 託 料	161,472		161,472	571,980		571,980	
14 使用料及び賃借料	153,836		153,836	475,194		475,194	
15 工事請負費	785,615		785,615	964,031		964,031	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費				31,735		31,735	
18 備 品 購 入 費	10,568		10,568	45,739		45,739	
19 負担金、補助及び交付金	4,200		4,200	17,696		17,696	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金				43		43	
23 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金							
26 寄 付 金							
27 公 課 費				8,818		8,818	
28 繰 出 金							
予 備 費							
計	1,440,783		1,440,783	16,298,052		16,298,052	
財 源 内 訳	国庫支出金	155,645	3,371	159,016	310,092	3,371	313,463
	地方債	184,000	△4,000	180,000	197,000	△4,000	193,000
	その他	23,293		23,293	876,517		876,517
	一般財源	1,077,845	629	1,078,474	14,914,443	629	14,915,072

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 ヘリコプターテレビシステム 整備事業費	千円 235,514		千円 0	平成25年度から 平成35年度まで	千円 235,514	千円	千円 137,000	千円	千円 98,514



条 例 名 等	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について			
提 出 理 由 の 概 要	1 提出理由 (1) 暴力団等からの保護対象者の警護等の業務は、危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当の支給対象とする。 (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の状況の変化に応じ、この区域で作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を見直す。			
	2 概要 (1) 職員が、暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等の張付警戒の作業に従事したときは、1日につき820円の銃器犯罪捜査手当を支給する。 (2) 職員が、帰還困難区域、居住制限区域等において作業に従事した場合に支給する災害応急手当の額を次のとおり改める。			
	区 分	現 行	改正後	
	福島第一原子力発電所の敷地内	免震重要棟外	20,000円	13,300円
		免震重要棟内	5,000円	3,300円
	警戒区域	屋外	10,000円	6,600円
		屋内	2,000円	1,330円
	帰還困難区域	屋外	※ 5,000円	6,600円
		屋内	※ 1,000円	1,330円
	居住制限区域	屋外	※ 5,000円	3,300円
		屋内	※ 1,000円	660円
	屋内退避指示区域	2,500円	廃 止	
	※は、避難指示区域として支給			
	(3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。			

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(銃器犯罪捜査手当)</p> <p>第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は銃器を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号及び第5号の作業 820円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</p> <p>2 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業</u></p> <p>(3) <u>本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域（前2号、次号及び第5号に規定す</u></p>	<p>(銃器犯罪捜査手当)</p> <p>第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号の作業 820円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</p> <p>2 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により警戒区域に設定された区域（警戒区域が設定されるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第</u></p>

<p><u>る区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）</u>において行う作業</p>	<p><u>1項の規定により避難のための立退き又は計画的な立退きを指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）</u>において行う作業</p>
<p>(4) <u>本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域（第1号に規定する区域を除く。）</u>において行う作業</p>	<p>(4) <u>第2号に規定する区域の周辺の区域であつて、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により屋内への退避を指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）</u>において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</p>
<p>(5) <u>本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域（第1号及び前号に規定する区域を除く。）</u>において行う作業</p>	
<p>6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) <u>前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内</u>において行うもの <u>40,000円</u></p>	<p>(1) <u>前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内</u>において行うもの <u>5,000円</u></p>
<p>(2) <u>前項第1号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外</u>のもの <u>13,300円</u></p>	<p>(2) <u>前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外</u>のもの <u>20,000円</u>（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）</p>
<p>(3) <u>前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内</u>において行うもの <u>3,300円</u></p>	<p>(3) <u>前項第2号の作業のうち屋外</u>において行うもの <u>10,000円</u>（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</p>
<p>(4) <u>前項第2号及び第4号の作業のうち屋外</u>において行うもの <u>6,600円</u></p>	<p>(4) <u>前項第2号の作業のうち屋内</u>において行うもの <u>2,000円</u>（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</p>
<p>(5) <u>前項第2号及び第4号の作業のうち屋内</u>において行うもの <u>1,330円</u></p>	<p>(5) 略</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>(7) 略</p>	<p>(7) <u>前項第4号の作業</u> <u>2,500円</u></p>
<p>(8) <u>前項第5号の作業のうち屋外</u>において行うもの <u>3,300円</u></p>	<p>7 略</p>
<p>(9) <u>前項第5号の作業のうち屋内</u>において行うもの <u>660円</u></p>	
<p>7 略</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5項第3号の作業のうち原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において平成24年4月16日以後に行われたものに対する旧条例附則第6項の規定の適用については、同項第5号中「5,000円」とあるのは「6,600円」と、同項第6号中「1,000円」とあるのは「1,330円」とする。

(手当の内払)

- 3 前項の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された手当は、同項の規定による手当の内払とみなす。

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する初心運転者講習受講に係る誤通知による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                      米子市 個人                  (2) 和解の要旨                      県は、損害賠償金19,750円を支払うものとする。こと。                  (3) 事件の概要                      鳥取県警察本部交通部運転免許課所属の職員が、交通違反点数を重複して登録したため、和解の相手方に対し、受講する必要がない初心運転者講習を受講するよう誤って通知したことにより、和解の相手方に損害を与えたものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年5月28日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年5月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金121,988円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成23年11月5日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市気高町浜村地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警務部警察県民課兼鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（警察音楽隊楽器車）を運転中、駐車場に進入しようとした際、同駐車場に駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年5月28日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年5月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>兵庫県美方郡新温泉町清富165番地の1 株式会社仲山工務店 代表取締役 仲山 勝之</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金96,390円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成23年12月24日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市古海地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県警察本部刑事部捜査第一課兼鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>